

五月十八日。溫井孝宗、鳳至郡重藏宮の拜殿を造立す。

【重藏神社棟札】 鳳至郡

乙 奉造立重藏宮拜殿一字

大永二年甲申五月十八日

大願主藤原溫井備中守孝宗 在判

代官 玉藏坊莫性 在判

座主 觀音寺快尊

別當 神林寺式乘

神主 九郎三郎家次

大工次郎 左衛門秀世

小工 三郎四郎家定

願人 玄等 同清俊

同成重 榮宥

十貫文頭之代 左衛門次郎

能登國鳳氣至郡大屋庄輪嶋河井村

大永五年 乙酉

紀元二一八五

正月廿三日。假掲

【五十里八幡宮棟札】 鳳至郡

相殿山王神明多門天

八幡宮 安鎮鳳至郡中町野郷

五十里村

當社八幡宮、文應元年文月六鳥勸請。相殿山王、弘安三齡菊月八載同邑坂本先祖深厚欽之。神明、文保二天正月爲除災與樂祈誓之。多門天、大永五正月廿三日爲富貴自在祈之。左右老傳如件。

神主 大瀧近江守名代

同苗河内守改之

(この棟札は、鳳至郡五十里村八幡宮の相殿多門天を大永五年正月廿三日に勸請したりといふを以て、こゝに掲ぐ。然れども年月の記載凡べて詳細に過ぎ、假作の疑あるものゝ如し。)

大永六年 丙戌

紀元二一八六

五月七日。能登守護畠山義總、三條西實隆に、後柏原天皇の崩御を弔し奉る。

【三條西家文書】

一一二一四

崩御之儀、言語同斷之次第候。乍恐御心底奉察候。仍豐

將監・今橋大和守只今罷上候。爰許之儀定可申入候。歸

路遲滞之事、自然御意得奉憑候。於子細者悲秋可令言

上旨、可預披露候。恐々謹言。

五月七日

(畠山) 義總 在判

中務權少輔殿

大永七年 丁亥

紀元二一八七

三月十五日。足利義晴近江より、能登守護畠山義總に、その料足を贈りたるを謝す。

【室町家御内書案】

一一二一五

就京都念劇到江州被取退、十萬疋到來候。尤神妙喜入

候。猶尹賢可申候也。

三月十五日

畠山左衛門佐どのへ

六月二日。足利義晴、能登守護畠山義總に、その盡力を謝して太刀等を贈る。

【室町家御内書案】

一一二一六

今度種々馳走よろこび入候。仍太刀一振國綱・刀一腰左文字つかはし候。猶尹賢可申候也。

六月二日

畠山左衛門佐どのへ

六月。大口雅善、河北郡岩方村の名主職を補任す。

【名主職補任状案】

一一二一七

袖判

補任 岩方村乃太名四分一之事 禮物貳百疋

名主職 號大浦高桑事

右於彼名職者、貢米錢御服以下諸役等、無